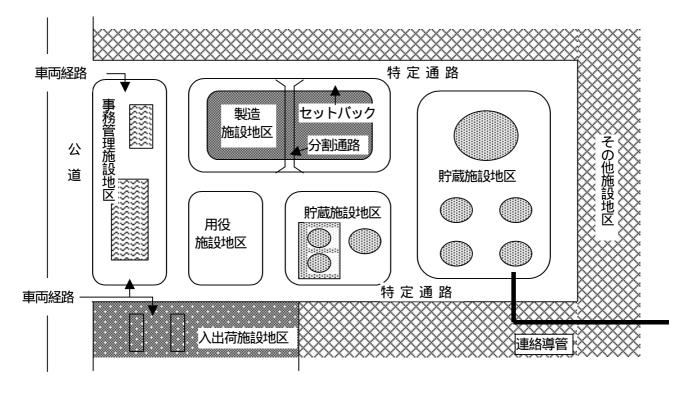
(4)石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し

- 1 特区において対応可能と考えているが、特例措置 を可能とする場合の条件、特例措置を認める場合 の代替措置に関する安全性の評価・実証実験、当 該施設地区相互の関係等における安全性の評価、 評価機関・評価手続きの策定等を行う必要がある。
- 2 全国的に措置することを含め、今年度から検討する予定ではあるが、種々の技術的な検討、実証実験を行う必要があるため、平成15年度以降できるだけ早い時点に結論を出したい。

配置基準の概要(配置省令関係)

	地区名				事	務	管	理		
		製造施設地区	貯蔵施設地区	用役施設地区	٠.	+π	Lile	-	入出荷施設地区	
項目					肔	設	地	<u>X</u>		
		原則として8	原則として9							
_	1 ±	万㎡以下	万㎡以下							
面	積	概ね七千㎡		-	-				-	
		ごとに4mの								
		分割通路	り田の会で	り田の巨大畑	,	5L I II	l A E	= →	ル田の巨大畑	
		外周の全て	外周の全て	外周の長さ概		外周	_	-	外周の長さ概	
		が特定通路	が特定通路	ね二分の一				うの ヾ#±	ね四分の一以	
		外周から内	火気を使用					特	上が特定通路	
		側5m,3m のセットバッ	する施設地 区との地盤	通路と接する		_Ŀ 週 する	は合く	≤接	と接する	
配	置	ク	面の高低差			9 る 公共	1삼 만	-ו ל		
HIC.	且	,	囲り同じ左			ム ハ 面す				
						ェッ 線に				
						ぶに. 持別				
						域の				
						こ近		I WAY		
		施設地区の面	<u>.</u> i積に応じて6 ~ 1							
特定通路		両端が他の幅員6m以上の通路に接続								
		二以上の地点で公共道路に接続								
		公共道路から入出荷施設地区又は事務管理施設地区への通常の通行の用に供され								
		る道路は製造施設地区又は貯蔵施設地区と接しない								
		地盤面から4m以上の間隔(高さ)が必要								
特定通路		道路内施設の設置制限								
		すみ切りの確保								
幹線通路		縦断勾配の制限、階段状でないこと								
敷地面積が50万㎡以上 100万㎡未満は幅員10m以上の通路で事業所							事業所の敷地を概			
幹線	配路	ね二分割する								
		敷地面積が100万m以上は幅員12m以上の通路で事業所の敷地を概ね四分割する								

レイアウト規制



石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 (抄) (昭和五十一年六月十二日通商産業省・自治省第一号)

(製造施設地区及び貯蔵施設地区の面積の基準)

第九条 製造施設地区及び貯蔵施設地区の面積の基準は、次のとおりとする。

- 一の製造施設地区の面積は、原則として八万平方メートルを超えないこと。
- 二 製造施設地区は、当該製造施設地区内に一団の空地がある場合における当該空地の部分を除き、おおむね七千平方メートルを超えるごとに幅員四メートル以上の通路でその敷地を分割すること。ただし、当該製造施設地区内に製造の工程上密接な関連を有する一連の設備から構成される製造施設を設置するため当該製造施設地区の敷地を分割することが当該製造施設に係る保安の確保に支障を及ぼすこととなる場合は、この限りでない。
- 三 一の貯蔵施設地区の面積は、原則として九万平方メートルを超えないこと。

(施設地区の配置の基準)

- 第十条 施設地区(その他施設地区を除く。)の配置の基準は、次のとおりとする。
 - 一 製造施設地区又は貯蔵施設地区は、その外周の全てが特定通路に接するように配置すること。
 - 二 製造施設地区は、その面積が千平方メートルを超え七千平方メートル以下である場合にあつてはその外周から内側三メートル以内の部分に、七千平方メートルを超える場合にあつてはその外周から内側五メートル以内の部分に施設又は設備(連絡導管その他の配管、架台、消火設備、防火設備その他保安上支障がない施設又は設備を除く。)を設置しないように配置すること。
 - 三 貯蔵施設地区及び火気を使用する施設が設置される施設地区の地盤面に高低が生じることとなる場合における当該貯蔵施設地区は、その高低の状況及び当該火気を使用する施設が設置される施設地区の位置との関係を勘案して防災上適切な位置に配置すること。ただし、高低差の程度が軽微であつて、防災上支障がないと認められるとき、又は当該事業所の敷地の地形等に応じて防災上有効な措置を講じていると認められるときは、この限りでない。
 - 四 入出荷施設地区は、その外周のうち特定通路に接する部分の長さが当該外周の長さのおおむね 四分の一以上となるように配置すること。
 - 五 用役施設地区は、その外周のうち特定通路に接する部分の長さが当該外周の長さのおおむね二分の一以上となるように配置すること。
 - 六 事務管理施設地区は、その外周のうち特定通路に接する部分の長さが当該外周の長さのおおむね二分の一(当該事務管理施設地区に当該事業所の管理事務所その他これに類する施設が設置されていない場合には、おおむね四分の一)以上となるように配置すること。
 - 七 事務管理施設地区であつて当該事業所の管理事務所その他これに類する施設が設置されている ものは、公共道路(一般交通の用に供する幅員四メートル以上の道で自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定するものをいう。)の通行が可能なものを いう。以下同じ。)に面する境界線に近接するように配置すること。ただし、当該事業所の敷地 の地形、周囲の状況等からみて公共道路に面する境界線に近接するように配置することが著しく 困難であり、かつ、保安上特に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - 八 敷地が特別防災区域の境界線(海域等に接する部分を除く。)と接している事業所の事務管理 施設地区は、可能な限り当該特別防災区域の境界線に近接するように配置すること。

(特定通路の幅員)

第十一条 特定通路は、その接する施設地区の次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める幅員(当該施設地区が同表の上欄に掲げる施設地区の区分の二以上に該当するときは、当該施設地区の区分に対応する同表の下欄に定める幅員のうち最も大きい幅員)以上となるように配置すること。

施設地区の区分	特定通路の幅員		
- 製造施設地区 イ 面積が二万平方メートル未満のもの ロ 面積が二万平方メートル以上四万平方メートル未満のもの ハ 面積が四万平方メートル以上六万平方メートル未満のもの ニ 面積が六万平方メートル以上のもの	六メートル 八メートル 十メートル 十二メートル		
二 貯蔵施設地区 イ 面積が一万平方メートル未満のもの ロ 面積が一万平方メートル以上二万平方メートル未満のもの ハ 面積が二万平方メートル以上四万平方メートル未満のもの ニ 面積が四万平方メートル以上のもの	六メートル 八メートル 十メートル 十二メートル		
三 入出荷施設地区、用役施設地区又は事務管理施設地区	六メートル		

(通路の配置及び形状の基準)

- 第十二条 事業所の敷地内の通路の配置及び形状の基準は、次のとおりとする。
 - 特定通路は、その両端が他の幅員六メートル以上の通路に接続するように配置すること。
 - 二 特定通路は、直接又はその接続する他の幅員六メートル以上の通路を通じて、少なくとも二以上の地点で公共道路に接続するように配置すること。ただし、当該事業所の敷地の地形、周囲の 状況等からみて公共道路に接続するように配置することが著しく困難であり、かつ、保安上特に 支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - 三 公共道路から入出荷施設地区(車輛(軌道に係るものを除く。)に係るものに限る。)又は事務管理施設地区に通ずる通路であつて通常当該入出荷施設地区又は事務管理施設地区への通行の用に供されるものは、製造施設地区又は貯蔵施設地区と接しないように配置すること。ただし、当該事業所の敷地の地形、周囲の状況等からみて当該通路が製造施設地区又は貯蔵施設地区と接しないように配置することが著しく困難であり、かつ、保安上特に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - 四 当該事業所の敷地面積が五十万平方メートル以上百万平方メートル未満である場合には、少なくともその一端が直接公共道路(当該事業所の敷地の地形、周囲の状況等からみて公共道路に接続することが著しく困難であり、かつ、保安上特に支障がないと認められる場合は、当該事業所の敷地外の地点。次号において同じ。)に接続する幅員十メートル以上の通路を、当該通路により当該事業所の敷地が二以上のおおむね面積の等しい敷地に分割されるように配置すること。

- 五 当該事業所の敷地面積が百万平方メートル以上である場合には、少なくともその一端が直接公 共道路に接続する幅員十二メートル以上の通路を、当該通路により当該事業所の敷地が四以上の おおむね面積の等しい敷地に分割されるように配置すること。
- 六 特定通路等(特定通路及び前二号の通路をいう。以下この条において同じ。)は、他の施設又は設備(消火設備、防火設備その他の防災活動に必要な設備を除く。)の全部又は一部が、特定通路等内に、又は特定通路等に突き出して、設置されることとならないように配置すること。ただし、必要最少限度の連絡導管その他の配管若しくはこれに類するものが特定通路等の地盤面から四メートル以上の間隔を有して特定通路等の上空を横断することとなる場合又は架台、照明灯、標識類若しくは門扉が防災活動に支障のない範囲で設置されることとなる場合は、この限りでない。
- 七 特定通路等は、施設地区(その他施設地区を除く。)の角地の隅角(内角が百二十度以上のものを除く。)をはさむ部分には、辺の長さ二メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを設けて配置すること。
- 八 縦断勾配が五パーセント(流出油等防止堤と交差する箇所にあつては、七パーセント)を超え 、又は階段状である特定通路等は、配置しないこと。
- 九 製造施設地区、貯蔵施設地区及び用役施設地区に接する通路は、防災活動上支障を生ずるような屈曲がないように配置すること。